

非常用炉心冷却システムストレナの有効性評価について

当社は、平成20年1月16日、原子力安全・保安院から「非常用炉心冷却システムストレナの設計時の不適合の対応について」の指示を受けました。

指示の内容は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所第6号機(1F6)の非常用炉心冷却システムストレナ(ECCSストレナ)^{*1}取替工事における設計時の評価不足の事象を踏まえたECCSストレナの有効性評価^{*2}を行うものです。

当社の沸騰水型軽水炉(BWR)のうち、敦賀発電所1号機は、設備上の対策^{*3}としてストレナ取替工事を行っておらず、今後も計画がないこと、また、既設ストレナの構造が1F6のものと異なることなどから、これまでのECCSストレナの有効性評価に影響のないことを確認し、本日、その結果を原子力安全・保安院に報告しましたのでお知らせします。

なお、当社のBWRのうち、東海第二発電所は、今後、ストレナ取替工事を行う計画であり、今回得られた知見について、新しいストレナの工事計画に係る手続きの際に、適切に反映します。

以 上

*** 1 : 非常用炉心冷却システムストレナ (ECCSストレナ)**

原子炉冷却材喪失事故時に原子炉に注水して炉心を冷却するためにECCSポンプが設置されている。このポンプの水源の一つであるサプレッションプール内に異物があつた場合に、ポンプに吸い込まれてポンプ等に悪影響を与えるのを防止するため、プール内の配管入口に金網が設置されており、これをECCSストレナという。

*** 2 : ECCSストレナの有効性評価**

原子炉冷却材喪失事故時にECCSポンプが起動し、落下した保温材によりECCSストレナが目詰まりしても、ポンプの必要吸込圧力が確保できることの評価。

*** 3 : 設備上の対策**

設備上の対策としてECCSストレナ取替ではなく、ECCSストレナの有効性に悪影響のある繊維質などの保温材を、第30回定期検査(平成17年11月～平成18年1月)ですべて交換した。